

はじめに—本研究報告書の概要—

古庄 修

1 本研究の意図と目的

本研究「公会計改革の理論・制度と課題」は、特に公会計および非営利組織会計の領域を専門としてこれまで研究成果を積み重ねてきた研究者によって研究組織を形成し、新公共経営（NPM）と公会計改革をめぐる最新の国際的動向を把握し、既存の説明や理論構築の方法を再考するとともに、各研究者の問題関心と独自の視点から公会計改革に係る新たに提起されうる論点と課題を明らかにした。本研究は、個別領域の論点整理と検討に加えて、公会計改革に資する会計理論の構築のための各研究成果の連係と総合化を志向して、体系的な公会計改革論の構築とその制度化に向けた基礎的な考察を展開している。

財政運営の抜本的な変革が求められるに至ったわが国の現状を打開するための方策のひとつとして、従前の単年度ベースの現金主義に基づく予算・決算からの転換が求められている（小林麻理編著（2013））。わが国の議論も先行研究と諸外国における新公共経営（NPM）等をめぐる制度と事例に学んではきたが、公会計における発生主義会計の導入と利活用、地方政府間の財務書類の比較可能性の確保等々について、実際には思うように進展していない。こうした事態の背景や理由を捉え直す際、既存の理論構築の方法や視点自体に問題や欠落がなかったか、改めて検討する必要がある。本研究は、かかる背景に基づき、日本大学経済学部産業経営研究所「産業経営一般研究」として、比較制度分析、実態調査および事例研究を通じて、公会計改革の到達点の評価およびその論点と課題を浮き彫りにすることを、研究の主題として掲げるものである。

本研究は、財務会計論、財務報告論、管理会計論および監査論等の各領域において提起された個別の研究課題と考察をふまえて、かかる議論を総合化して、体系的な公会計改革論の構築とその制度化に資する議論を展開した。

2 本研究報告書の構成

本報告書は、公会計の領域を財務会計、管理会計および内部統制に分けて各論点と課題を検討した第Ⅰ部「公会計改革の研究課題と多面的アプローチ」と、これまで会計学研究においては十分に明示的な検討が行われてこなかった政府会計における公的年金に係る会計問題を考察した第Ⅱ部「公会計基準と企業会計基準の交錯の意義—公会計基準の新たな展開の方向—」により構成される。各章の概要は以下のとおりである¹⁾。

第1章「公的セクターの財務報告の枠組みとアニュアルレポートの変容」（古庄 修）は、財務報告論に基づくアプローチとして、財務報告の制度的枠組みのなかで公的セクター版MCないしMD&Aが標準化されたことに焦点をあてるとともに、財務報告書としてのアニュアルレポートの再構成の局面として、公的セクターにおける統合報告の適用をめぐる新

たな動向を説明した。また、第2章「公的セクターの財務報告の範囲をめぐる議論の形成過程」(古庄 修)は、第1章を補足して、財務報告を構成するナラティブ報告の国際的な標準化とその報告モデルについて議論を展開してきた国際公会計基準審議会(IPSASB)の財務報告の範囲に係る概念フレームワークの形成と議論の過程について考察した。

第3章「政府における連結会計の特徴—諸外国の基準と連結の範囲に注目して—」(金子良太)は、財務会計論に基づくアプローチとして、政府における連結会計の特徴を企業の連結会計との相違点をふまえて国際比較および類型化の観点から考察している。

第4章「アウトカム業績情報を利用するための制度的枠組み—米国連邦政府の業績測定フレームワーク—」(藤野雅史)は、管理会計論に基づくアプローチとして、米国連邦政府の公式文書や調査報告の検討を通じて、公的組織の業績測定におけるアウトカムの意義と限界を説明し、1990年代から業績測定プロセスの制度的枠組みがどのように発展してきたのかを考察している。

第5章「新地方公会計に係わる内部統制の整備状況—新地方公会計の実態調査の結果に基づいて—」(石川恵子)は、監査論に基づくアプローチとして、日本会計研究学会特別委員会(主査 山浦久司明治大学教授)が実施したアンケート調査「新地方公会計に関する実態調査」を基礎に、新地方公会計に係る誤謬のチェックおよび財務書類を作成するための研修の状況に着目しながら、地方自治体の内部統制の整備状況について検討している。

第6章「本研究に対する問題意識」以下は、本報告書の第Ⅱ部を構成しており、公的年金に係る会計問題を考察し、非交換取引たる社会保障給付を債務とみなす新たな論点を検討する等、明確な問題設定に基づきいずれも広く公的年金に係る議論が公会計基準の設定における新たな切り口から展開されている。

第7章「社会給付の債務認識をめぐる公会計フレームワークの国際的動向—国際公会計基準審議会(IPSASB)諮問書「社会給付の認識と測定」(2015)をめぐる—」(今福愛志)は、公的年金制度における巨額の積立金不足の評価をめぐる論争をふまえて、特に社会給付に係る会計フレームワークの在り方についてその構築のための課題を検討している。

第8章「ソブリン・ウェルス・ファンドに関するベストプラクティスの形成と隘路」(今福愛志)は、公的ファンドたるソブリン・ウェルス・ファンドに対する規制のメカニズムをIFRSの機能に対する新たな展開の可能性から考察し、当該ファンドの透明性に係るベスト・プラクティスの形成をめぐる論点等が整理されている。

第9章「公的年金基金の運用機構におけるIFRSの導入の意義—カナダ年金制度投資理事会(CPPIB)の運営コストをめぐる開示問題—」(今福愛志)は、カナダの公的年金基金がIFRSを遵守している根拠、運営コストの開示問題から捉えた運用の在り方への影響およびかかる運営コストの開示問題の国際的な拡がりや公的セクターにおける会計基準設定の意義等を考察している。

参考文献

小林麻理編著（2013）『公共経営と公会計改革』三和書籍。

注

- 1) なお、本研究においては、「公的セクター」、「公的セクターのエンティティ」、「公的組織」、「政府」および「政府・自治体」等の用語が各章において使用されているが、あえて統一していない。各章における議論の文脈のなかでそれぞれの用語が使用されている。